

基本計画部会第4ワーキンググループ会合（第1回） 議事概要

1 日 時 平成 20 年 1 月 29 日（火）13：00～15：00

2 場 所 中央合同庁舎第7号館 共用会議室 - 3

3 出 席 者

廣松座長、引頭委員、宇賀委員、西郷委員、榊委員、佐々木委員、出口委員、堀江委員、松井委員、内閣府、総務省（統計局）財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行

【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長、高木内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当） 中川総務省政策統括官付調査官

4 議事次第（1）会議の運営等について

（2）第4ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方

（3）その他

5 議事概要

冒頭、中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長及び貝沼総務省政策統括官からあいさつが行われた後、以下の議事が進められた。

（1）会議の運営等について

事務局から、資料1、2に基づき、基本計画部会ワーキンググループの設置及びその運営に関する説明が行われた。

（2）第4ワーキンググループの検討事項及び検討の進め方

事務局から、資料4、5に基づき、今後の検討に当たっての基本的な論点等及び審議の進め方に関する説明の後、これらについての意見交換が行われた。主な意見は次のとおり。

《行政記録情報の活用》

- ・ 先日、法人土地基本調査等の計画の審議のために開催された企業統計部会においては、行政記録である課税台帳の活用可能性に関して審議した結果、活用に係るコスト、活用のための手続き及び課税台帳の記載内容の観点から、直ちに活用することは困難との結論になったが、一つ一つの問題は解決可能と考えられ、大変残念な思いである。
- ・ 行政記録情報の活用に関しては、かなりの費用節減や調査対象者の負担軽減が図られるものと考えられるにもかかわらず、これまではあまりにも消極的であった。活用に係る障害を乗り越えるためにどうすれば良いかとの姿勢で積極的に考えるべきである。
- ・ 米国経済センサスにおける行政記録情報の活用は参考になる。
- ・ 行政記録情報の活用方法としては、統計調査の代替としての使用のほか、統計の精度向上を図るた

めの補助情報として使用する方法も重要である。

- ・ 加工統計の視点からも何が行政記録として使えるか検討する必要がある。
- ・ 統計主管部局にとっては、行政部局のデータを使うということで慎重になると考えられるが、行政機関が保有する情報は社会全体の財産と考えて、行政部局に理解を求めていく必要がある。
- ・ 諸外国での例も参考に前向きな基本姿勢で議論して欲しい。反対する省庁があるなら、WGで何が障害か話を聞くのも一案である。
- ・ 米国では、ペーパーワーク削減法による行政コストの削減効果が示されており、これと同様、行政記録情報の活用についても、当該活用による削減効果が試算できれば相当アピールするものと考えられるので、是非検討すべきである。
- ・ 地方公共団体が保有している行政記録についても、個人情報保護条例の制約や住民感情への配慮等から統計作成になかなか活用できない。法体系の見直しも含めて、政府全体で取り組まないと行政記録情報の活用は難しいのではないかと。
- ・ 民間データの活用可能性の観点では、例えばパーソントリップ調査の一部をＩＣカード乗車券のデータで代替することによりコスト削減が図られるのではないかと。
- ・ 行政記録の活用については、個別具体的に検討し、その結果を閣議決定につなげて欲しい。

《民間開放の在り方》

- ・ 民間開放については、既に国から推進方針が出ているが、統計の質が十分確保されているかは時系列比較等により後になって分かるものであり、また、過去の統計を後で遡って作るとは事実上不可能であることから、慎重に進めるべきである。
- ・ こうした統計関係者の会議の場合、統計の精度の低下を危惧する余り民間開放に保守的になるようだが、基本的スタンスとして民間にできるものは民間に任すという姿勢をとり、そこで問題があれば検討していくことで対処していくのではないかと。
- ・ まず民間開放ありきということで、根本の議論が不足しているのではないかと。何が大事かという判断基準があるべき。
- ・ 現在、国の情報管理に関する基本理念がないため、統計調査がなし崩し的に民間に開放されることになりかねない。
- ・ 民間開放については、そのメリット、デメリットを見極め、どのような統計についてどのような形で実施することが可能か精査する必要がある。
- ・ 民間開放については、委託事業者へのプロセス管理コストを含めたトータルコストとその便益について分析することが必要ではないかと。

《国民・企業への広報・啓発活動等》

- ・ 企業等が統計調査に協力しない理由の多くは、協力した場合のメリットを感じられないことにあると考えられることから、例えば、協力すれば税控除が受けられる、統計データの二次利用で有利な取

り扱いが受けられる等ベネフィットが感じられる仕組みを打ち出すべき。

- ・ 統計調査への協力を得るために調査対象者にベネフィットを付与することも一つのアイデアだが、他方で統計調査への協力は義務の部分もあり、反対給付を与えることに踏み込むとなると費用増大の恐れがある。したがって、協力をしなければならないという雰囲気作りが重要である。
- ・ 大企業が調査拒否をすると統計への影響が大きく、実査における大きな問題であるにもかかわらず、これまでは議論する場も無かった。

《オーダーメイド集計、匿名データの作成・提供》

- ・ 統計データの二次的利用については、法律上は「できる」規定であり、実際の対応は各府省の裁量に委ねられている形となっているが、研究者等からの具体的な要望があるため、各府省は積極的に対応する方向で検討する必要がある。
- ・ オーダーメイド集計の検討に当たっては、学術研究利用のみならず、広く政策立案に活用できる観点から考えるべきである。
- ・ 統計データの二次的利用は、これまで各省庁で経験がないことであり、また、匿名データの作成、提供に当たっては手間がかかることでもあるので、全省庁の全ての統計調査について実施することは困難。したがって、主要な調査等必要と考えられる調査について、計画的に実施できるよう基本計画に掲げるべきである。

《データ・アーカイブの整備》

- ・ データ・アーカイブは、単に各省から提供されてデータを保管するだけではすまなく、データの内容の確認、変換、修正等相当の作業量が発生する。

《ＩＴ活用関係》

- ・ 統計調査の中には、調査客体である企業において調査事項に係る管理資料や情報システムがないと大手企業でさえ回答困難なものがあり、こうした回答を支援するためＩＴが活用できる部分がある。

(3) その他

次回の第４ワーキンググループ会合は２月１５日（金）の１７：３０から開催することとなった。

以上

< 文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり >